# 金屋・金屋南連区の「市長を囲む懇談会」【概要】

日　時　平成２５年１０月１８日（金）午後７時から午後８時３０分まで
場　所　金屋地区市民館
参加者　連区長始め１９名
　　市長、企画部長、総務部長、健康福祉部長、市民部長、建設部長、
　　教育部長、教育部次長

**金屋連区長あいさつ**

みなさん、こんばんは。両連区を代表して、私からごあいさつ申し上げます。

日頃は、連区の活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は、「市長を囲む懇談会」の開催にあたり、お忙しい中、市長さんをはじめ各部署の方々や町内の皆様にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

金屋小学校区は、現市長が就任された平成１９年度から、まだ一度も「市長を囲む懇談会」を開催したことがないということで、今年度、開催することといたしました。有意義な懇談会になりますよう、よろしくお願いします。

（出席者の紹介）

**豊川市長あいさつ**

こんばんは。本日は、金屋・金屋南連区の「市長を囲む懇談会」を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市行政の推進に格別なご理解、ご協力いただいていますことを、改めて感謝申し上げます。

今年は、猛暑の後に連続して台風が発生しています。先日の台風２６号においては、伊豆大島で大変多くの犠牲者が出ており、ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。今年は、気候変動が激しいようですので、皆様におかれましても体調に十分気をつけていただきたいと存じます。

明後日の２０日で、私が市長に就任して丸６年となります。今年の５月には、大きな課題でありました新市民病院を名鉄八幡駅前に開院することができました。これも皆様方のご支援の賜物と、厚く御礼申し上げます。ベッド数も１０１床増やして５５４床となり、豊橋に次ぐ地域の中核病院として位置づけられ、特に救急外来には力を注いでいきたいと考えています。当初、慣れない面もございましたが、診療も順調に進んでおり、利用者の貴重なご意見を伺いながら、しっかり進めてまいりたいと思います。

また、今年は市制施行７０周年ということで、今年の１月から来年の３月まで、８２の記念事業を進めています。メインの記念式典は、６月１日に文化会館で開催いたしました。８月４日には、ＮＨＫのど自慢を開催いたしました。県内では、本市と春日井市が同日に市制施行７０周年を迎え、共に記念事業としてＮＨＫのど自

慢の開催を希望していたのですが、運良く、本市での開催が決まりました。本番当日には、東北の地震速報で番組がストップするというハプニングがありましたが、翌週には再放送をいたしました。会場観覧席の競争率が２０倍以上であったと聞いており、７０周年にふさわしい記念事業として大変大勢の方に楽しんでいただけたと思います。

その他にも、「稲川淳二の怪談ナイト」の開催や、惑星探査機「はやぶさ」模型の展示と講演会等にも、多くの方々にご参加いただきました。

さらに、開催まで残すところ２２日となりましたが、１１月９日、１０日には、Ｂ－１グランプリの全国大会が開催されます。豊川稲荷の大駐車場と稲荷公園を第１会場、市野球場・陸上競技場・総合体育館前広場等を第２会場として、両会場を繋ぐ道を皆さんに歩いていただく予定で、開運通を一部歩行者天国にいたします。また、陸上自衛隊グランドでは、東三河の物産展等を開催いたします。

昨年の北九州大会では、２日間で６０万人の方が来場されたそうです。本市のような小さな都市でも、大勢の来客をしっかりおもてなしできるよう、多くの方にボランティアとして協力していただいたり、駐車場確保のために企業の駐車場をお借りしたりする等、全市をあげて取り組んでいます。さらに、東三河地域の協力もいただいています。本大会は、全国から過去最高の６４団体が参加し、その方々だけでも２千人から３千人になろうかと思います。当然、本市の宿泊施設だけでは賄いきれないので、豊橋市、蒲郡市、新城市等にご協力をお願いしています。

９月２０日から、「たべりんくうポン券」の販売が始まっています。この券がなければ、Ｂ－１グランプリの会場で団体が提供する料理を購入することができません。「たべりんくうポン券」は１００円券の１０枚綴りで、１冊が千円となっており、イベント終了後でも１２月まではイオン等の協力店で金券として使用することができます。ぜひとも、事前購入にご協力いただき、当日は皆さんにも楽しんでいただきたいと思います。

全国からのお客様に豊川市の良さをしっかりＰＲするとともに、「豊川市に来て良かった」と思っていただけるよう最高のおもてなしに努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いします。

**議　題**

**Ｑ①　金屋連区防犯パトロール、金屋小学校区安全なまちづくり推進協議会、金屋小学校区青少年健全育成協議会のような類似する内容の団体の集約（統合）について**

詳しい規約等を見たことがないのでわかりませんが、どの団体も似たような活動をする団体のような気がします。違いをご説明いただくとともに、可能であれば集約していただきたいと思います。

**Ａ①　市民部長（人権交通防犯課・生涯学習課）**

日頃は、交通事故と犯罪のないまちづくりのために、ご尽力いただき感謝申し上げます。

本件は、市民部（人権交通防犯課）と教育委員会（生涯学習課）の二つ部署に関連するお話でございますが、市民部からご説明をいたします。なお、必要があれば教育委員会からもご説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、金屋連区防犯パトロール会と金屋小学校区安全なまちづくり推進協議会について申し上げます。

金屋小学校区安全なまちづくり推進協議会は豊川市校区安全なまちづくり推進連絡協議会に属し、本市が豊川市安全なまちづくり推進条例を制定いたしました平成１９年度に設置された組織であります。協議会は、設立の目的を達成するために、防犯を推進する「防犯パトロール隊」と交通安全を推進する「交通安全指導隊」の二つ組織に支えられています。

活動は、それぞれの年間計画に基づいて行われるボランティア活動でございます。特に年４回実施されます、安全なまちづくり市民運動では、小学校区安全なまちづくり推進協議会、防犯パトロール隊及び交通安全指導隊が連携して各校区の安全で安心できるまちづくりにご努力いただいております。現在、防犯パトロール隊にあっては市内２６校区に３５の隊があり、総勢２，７１６人、青色回転灯付きパトロール車１３２台を所持し市内のパトロールを実施していただいております。

金屋連区防犯パトロール会は、地区ボランティアによる青色回転灯付きパトロール車は所有していませんが、４８名もの会員が年間計画に基づいて毎週４日間、子供たちの下校時に付き添いの見守り活動を実施していただいております。見守り以外にも地域住民への声かけ、不審な人や車の通報活動、犯罪危険個所の点検、防犯教室などを行っています。また、金屋南連区防犯パトロール会は１０１名の会員が年間計画に基づいて週５回の下校時の見守り活動等を実施していただいています。それぞれの防犯パトロール会は、正にこの金屋地域の、安全を支える組織でありまして、金屋小学校区安全なまちづくり推進協議会を防犯面で支えている組織です。統廃合によって小学校区安全なまちづくり推進協議会と一つにする組織では無く、支える組織であるということをご理解いただきたいと思います。

続きまして、金屋小学校区青少年健全育成推進協議会と防犯パトロール会、安全なまちづくり推進協議会との関わりについてご説明いたします。

小学校区青少年健全育成推進協議会は、青少年の健全育成の推進のため市内２６小学校区全てに結成されている組織です。この小学校区の協議会をまとめる市全体の会議として、昭和５３年に設置された豊川市青少年育成市民会議があり、青少年の健全育成と非行防止活動を推進し、小学校区ごとの連絡調整を図るため、年２回の会議が開催されています。

また、各校区の青少年健全育成推進協議会では、青少年健全育成の目的で、登下校時のあいさつ運動や店舗等への立ち入り指導、夏休みや祭礼時の巡視等のパトロールなども行われております。

こうしたパトロール活動の一部は、校区によっては防犯パトロールと兼ねて行わ

れる場合があるかもしれませんが、青少年健全育成関係のパトロールは、通常、少年指導委員を中心に、青少年への声かけや街頭指導を目的に行われ、防犯のためのパトロールとは基本的に目的も従事者も異なる場合が多く、全市的に防犯パトロール組織としての統合を図ることは難しいと感じております。

青少年の健全育成は、地味な活動ではございますが、子どもたちの健やかな成長を地域で見守る上で、大切な役割を果たしております。よって、安全なまちづくり推進協議会と青少年健全育成推進協議会との統合はできなくとも、各組織が連携を図ることは重要と考えます。金屋小学校区におかれましても、地域の実情に応じた形で校区内組織の連携を図り、安心・安全なまちづくりが実現できますよう、今後ともご理解・ご協力をお願い申し上げます。

**Ｑ②　佐奈川河川敷遊歩道の延長（金屋橋～代田橋間）希望と、遊歩道及び佐奈川土手桜並木沿いの雑草刈り回数の増加希望について**

現在は、金屋橋からふれあい橋までの区間が整備されていますが、豊川の中心である金屋橋から代田橋まで延長できないかということと、金屋橋から下流域については草が生えてもなかなか刈っていただけないので、金屋橋から上流域と同様に、雑草刈りの回数を増やしていただけないでしょうか。

**Ａ②　建設部長（道路維持課）**

写真を用意しましたのでご覧下さい。ご質問の金屋橋から上流のであい橋までは約１５５０ｍ、金屋橋から下流の代田橋までは約９００ｍの距離があります。

佐奈川の金屋橋～代田橋間の管理につきましては、ベンチと階段、堤防天端の舗装を市が管理し、それ以外は愛知県が管理しています。現在、河川敷遊歩道のある金屋橋からであい橋の間は、愛知県との協定で、河川敷地内の低水路（常時流水箇所）を除き河川敷地全体の草刈り等の維持管理を豊川市が行っています。

佐奈川の河川敷遊歩道の延長（金屋橋～代田橋間）と佐奈川土手の桜並木沿いの雑草刈りの回数の増加について、河川管理者である愛知県と打ち合わせを行っていますので、その状況をお話させていただきます。

まずは、草刈からご説明します。県は、であい橋から下流の国道１号上流の前川橋までの約４㎞ の区間については年に２回、であい橋から上流と前川橋から下流については年１回の草刈を実施しています。市内には、県が管理する河川として、御津川、音羽川、白川等がありますが、佐奈川だけが街中という配慮から一部で２回刈りを実施しており、他の河川は全て１回刈りです。県の出先機関である東三河建設事務所では豊橋、豊川、蒲郡、田原の４市の河川を管轄していますが、その内で２回刈りを行っているのは、佐奈川の他には蒲郡市内の街中を通る箇所だけで、田原市や豊橋市は全て１回刈りという状況であります。

であい橋から金屋橋の区間は、平成１１年頃からＮＰＯ法人佐奈川の会が河川の草刈り等を行うようになり環境保全が図られるようになりました。現在では、ＮＰＯ法人と豊川市で草刈り等の契約を行い、維持管理がされています。金屋橋から下

流については、つい先日、Ｂ－１グランプリ開催に合わせて草刈を実施したところで、きれいな状態がずっと保たれれば、ごみを捨てる人もいなくなり望ましいことと思います。

しかし、市は県の草刈実施に合わせて実施しているので、市が単独で３回、４回と草刈の回数を増やすことは厳しい状況でありますのでご理解をお願いいたします。

次に金屋橋から代田橋までの遊歩道を延長できないかということですが、先ずであい橋から金屋橋までの整備の経緯をお話します。であい橋から金屋橋の間は、平成１１年ごろからＮＰＯ法人佐奈川の会が自主的に維持管理をしてくれるようになったことで平成１３年には、地元町内会、学校関係者、ＮＰＯ団体、河川管理者であります愛知県等に出席していただき、佐奈川環境整備研究会を立ち上げ平成１４年３月までの間で５回程住民参加型による意見交換会を行いました。そしてそれらを加味し平成１５年度に河川敷遊歩道が整備されました。その後はＮＰＯ法人と豊川市で草刈り等の契約を行い、毎月、清掃や草刈を実施していただく等環境維持がされております。市としても、管理体制の目処が立ったため、舗装や階段・ベンチの設置等の遊歩道整備を実施したという経緯があります。

今回ご要望の金屋橋～代田橋間の整備が実現されますと、金屋橋からであい橋の間と同様の管理を考えますので、河川敷地内の低水路を除く河川敷地の全体を豊川市が維持管理することになります。完成後の維持管理体制が明確にならない限り、遊歩道の美観を保った維持管理は難しいものと思います。ＮＰＯ法人でなくても良いので、町内会や老人会が主体になって任意団体を立ち上げていただき、定期的に草刈等の環境維持活動ができる体制を整えていただければ、同様な整備をすることは可能だと思います。市としましては是非町内会の方で維持管理の体制を整えていただきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

**Ｑ②　関連質問**

金屋橋から代田橋区間については、清掃の日に合わせて、上段の桜並木部分は町内会で草刈をしています。河川両岸の高水敷の部分で人が通る箇所だけでも、追加で何回か草を刈ってきれいにしていただけないですか。そうすれば、あとの部分は、年２回の草刈でもかまいません。せっかく階段まで整備したのですから、ぜひともご検討ください。

また橋げたが河川の真ん中にあるが、あそこにごみが溜まって上流の水位が上がることになります。どうして両端にもっていかなかったのですか。

**Ａ②関連　建設部長（道路維持課）**

先ほどもお話させていただきましたように、県が管理している河川の草刈は年に１回だけとなっております。

県が河川敷の草刈を行う目的は環境美化ではなく、護岸の傷み等を確認するためであって、草刈後にパトロールを実施し、護岸等の崩れた箇所等を確認して渇水時

期に修繕をするのだそうです。草刈の実施については、県に合わせて実施していますので、地元で管理体制を整えていただければと思っております。

橋げたの問題は、かなり昔のことなので私もわかりませんが、当時は、県と市が協議して工法を選択したのだと思います。ただ、美観の上でも橋脚部分にごみ等が溜まっているのは望ましくないので、早く取り除くよう県に依頼していきたいと思います。

Ｑ②　関連質問

自分たちでやれと言われても、道具がありません。それも全部、地元が負担するのですか。

Ａ②関連　建設部長（道路維持課）

初期投資については、市民部に地域の活動助成制度があるのでうまく活用していただければ、草刈機等の購入も可能だと思います。その後、しっかりとした管理体制が整えば、市としても維持管理の協定を結んで、燃料費や消耗品費等の諸々の活動経費を負担していきたいと思います。

そうなれば、常にきれいな状態が保たれるようになりますので、ぜひとも地元のご協力をお願いします。

Ｑ②　関連質問

開運橋から荒子橋までの区間の、自衛隊側法面（フェンス側）については、昨年から草刈がされていないようです。あそこは、どこが管理しているのですか。

Ａ②関連　建設部長（道路維持課）

堤防を占用している関係で、市が管理しています。近々、草刈を実施するように指示してありますので、もうしばらくお待ちください。

Ｑ③　新築や借家住まいの家庭が連区へ加入していただく良策について

町内会加入の促進については、各組長さんがとても困っているということをよく聞きます。市として、どのように取り組んでみえるのか、お教えください。

Ａ③　市民部長（市民協働国際課）

始めに、豊川市の町内会加入状況についてご説明します。市内には１８６の町内会があり、その加入率は市全体では７９．４９％となっています。金屋小学校区の加入率は７２．３９％と、市全体より低い状況にあります。市全体の加入率につきましては、旧宝飯郡との合併により若干の回復を見ましたが、生活スタイルの変化や少子高齢化の進展、また単身者向けの住宅の増加に伴い、加入率を向上させることが難しい状態にあります。

ご質問の「新築や借家住まいの家庭を連区へ加入していただく良策」についてお

答えいたします。

まず、加入促進における市の取り組みですが、連区・町内会を担当する市民協働国際課では、クリアファイルや携帯用ポケットティッシュ等の加入促進啓発グッズを作成し、配布を行っています。また、市民課の窓口では転入者に対して、建築課の窓口では市営住宅入居者説明の際に、町内会加入のお願いを行っています。さらに、転入・転出者の多い３月には、豊川市連区長会と協力し、市民課西隣に「町内会加入促進コーナー」を設置して、手続きに訪れた市民に対して町内会への加入勧誘を行っております。

このほか、集合住宅の賃貸・仲介を手掛ける不動産事業者との連携を図るため、平成２３年３月に「公益社団法人　愛知県宅地建物取引業協会東三河支部」及び「ひまわり農業協同組合」に対し協定書を締結し、市内の不動産会社への訪問や、宅建協会東三河支部の研修会での啓発活動などを行い、一戸建てや集合住宅に対する加入促進の取り組みを行なっております。

今年度は、町内会の活動状況を把握するため、町内会長向けの「町内会アンケート調査」に加え、電子市政モニターを利用した「市民向け町内会アンケート」を実施する予定です。市民向けアンケートでは、町内会への加入有無、町内会活動に対する期待、町内会に未加入である要因などを調査しますが、町内会長向けアンケートの結果とあわせて、今後の加入促進事業の参考にしたいと考えています。

年度末には、連区長さんや町内会長さんにお配りする「町内会加入促進マニュアル」の見直しを行う予定です。連区長さんや町内会長さんにおかれましては、未加入世帯への勧誘活動の参考にして頂ければと思います。

また、役員さん以外の方でも、ご近所に新しい方が引っ越して見えたら、是非声掛けをお願いしたいと思います。新しく越してこられた方は、初めての場所で何がしかの不安を抱えているものです。タイミング良く声掛けを行うことで、成果に繋がる確率が上がるのではないかと思われます。

しかしながら、「これさえやれば効果あり」と言ったものがないのも現状です。また、必ず加入しなければならないといった強制力もありません。しかし災害時などのいざというときの助け合いには町内会の存在は欠かせませんので、今後も少しでも効果があると思われるものを地道に実施していきたいと思っております。ご理解ご協力をお願いいたします。

**Q③　関連質問**

私は、４年ほど前に、連区長と町内会長を務めました。その時にも、町内会加入促進を市から強く要請され、役員等で未加入世帯を訪ねて加入をお願いしたことがあります。その際に、未加入者から「転入届の提出時に、市職員から町内会加入を勧められた。加入は強制ですか、任意ですかと尋ねたところ、任意なので入らなくてもいいですよと言われた。だから加入しない。」と断られたことが４、５回はありました。市でそのような説明をされると、町内会加入には会費が伴うわけですから、なかなか加入していただけません。特に、独身や新婚の世帯は加入しません。

市では、きちんと町内会加入のメリットについて説明していただき、強力に加入を勧めていただきたいと思います。

Ａ③関連　市民部長（市民協働国際課）

確かに、市役所へ転入届を出していただく際に、町内会加入についてご説明する機会があります。最初から任意加入と言うのではなく、加入の大切さをしっかり説明していきたいと思います。

Ｑ④　学校教育（道徳教育と学校・家庭の役割）について

学校で先生がしっかり指導・教育してくださっているのに、最近はあいさつもできないような親が多い気がします。私は、そのようになったのは、昭和５７年頃に道徳教育がなくなったことが要因ではないかと考えます。その当時の子どもが、現在、親になっています。最近の学校では、きちんとした道徳教育を行う機会があまりありません。子どもは、親の言うことを素直に聞くので、きちんと家庭で子どもに教育ができるよう、親を教育する必要もあると思います。

Ａ④　教育部長（学校教育課）

道徳教育は、学校では教育活動全体を通して道徳的な心情や判断力、実践する意欲と態度などの道徳性を養うこととなっており、毎週１時間の道徳の時間を設けて、自分のこと、他人のこと、自然や命のこと、集団や社会のこと等の内容について、子どもの実態に応じながらよりよい生き方を考え、具体的に行動できる子どもの育成を目指して取り組んでいます。

しかし、子どもの道徳性を養うことは学校教育だけで実現できることではございません。例えば、しつけにつきましても各家庭にゆだね、家庭生活の中で子どもに身につけさせなければならないところと、学校の集団生活の中で身につけさせなければならないところがあります。学校では特に低学年のときから、約束や決まりを守る、よいことと悪いことの区別をする等、友達とのかかわりの中で子ども一人ひとりが身につけられるように継続的な指導をしておりますが、しつけ等も含めまして子どもの道徳性を養うには、生活基盤となっている家庭や地域の方との共通理解や連携が大変重要です。

そこで、現在、学校の日の授業公開では、各学級、道徳の授業公開を年１回義務づけ保護者の皆さんや地域の人々に参観していただき、道徳の授業に対する理解を深めていただくようにしております。また、青少年健全育成協議会、老人クラブ等、子どもを取り巻く地域の団体と連携して、あいさつ運動や読み聞かせの会等のさまざまな活動を通して時には厳しく子ども達に接し、人としての心を育てる取り組みを続けております。

道徳教育と直接関連しているわけではございませんが、いじめ・暴力についてふれさせていただきます。既に新聞等でご承知のとおり、先月の９月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。これまでも、私どもは、いじめについては

どこにでも起こりうるという認識に立ち、早期発見・早期対応に最大限に努めてまいりましたが、道徳教育と同様に、いじめ暴力も家庭との連携が非常に重要であり、また有効です。少しの変化を見逃さないためにも教師の目だけではなく、保護者そして地域の目が必要になります。

また、いじめに関しても児童生徒たちに、いいことはいい、悪いことは悪いという毅然とした態度を身につけ、相手を思いやる気持ちを育むことに心がけていく必要があります。そのためにも、学校、家庭、地域が共に、毅然とした態度で児童生徒を育てていくことが必要だと考えています。

機会を捉えまして、保護者の皆様とも、話をしていきたいと考えています。

**Q⑤　国民健康保険料（資産割）について**

多くの人は、会社等に勤めている間は社会保険等に加入し、定年退職後は国民健康保険に加入することとなります。私は、社会保険から国民健康保険に変わり、保険料が１万円以上高くなりました。国民健康保険料は自治体ごとに決めるものだそうですが、なぜこんなに高くなるのでしょうか。特に、本市の場合、固定資産に対して賦課する資産割がある計算方式を採用しているそうですが、詳細をご説明ください。

**Ａ⑤　健康福祉部長（保険年金課）**

始めに国民健康保険の制度についてご説明しますと、被保険者となる方は、自営業の方、農業や漁業などの従事者、退職して職場の健康保険などをやめた方、パートやアルバイトをしていて職場の健康保険に加入していない方などで、他の健康保険加入者及び生活保護受給者以外の方は国民健康保険に加入していただくことになります。また、７５歳になると後期高齢者医療制度に加入することとなります。今年の４月１日現在の国保加入世帯は２万６，０６６世帯で、被保険者数は４万６，７００人となっています。

次に国民健康保険料の算定方法ですが、保険料は３つの区分に分かれておりまして、病気やケガをした時の医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「支援分」、介護保険制度を支えるための財源となる「介護分」で構成されています。そして、その年度内に必要な医療費の見込み額から、国・県などからの補助金や被保険者が受診した際に窓口で支払う本人負担分を差し引いた額が「医療分」の保険料になり、「支援分」や「介護分」も同様に決められます。これらの保険料を、所得や世帯の人数に応じて世帯ごとに割り振ることで、世帯ごとの保険料が決まります。

次に保険料の計算方式は、加入者の所得にかかる所得割・加入者の固定資産にかかる資産割・加入者の人数でかかる被保険者均等割・１世帯あたりにかかる世帯別平等割の４方式と、資産割のない３方式、資産割と世帯別平等割のない２方式の３つの方式があり、各市町村はいずれかの１つの方式を選択して賦課割合を定めることとなっており、本市はこのうち４方式を採用しています。また、所得割と資産

割を負担能力に応じた負担、いわゆる応能割として、均等割と平等割を受益に応じた負担、いわゆる応益割としておりまして、資産割は、所得割を補完する役割を持たせるために設けられたものとなっています。

本市の国民健康保険料の賦課割合ですが、所得割と資産割の応能割が５５％、均等割と平等割の応益割が４５％で、そのうち資産割が１２％と条例で定めております。例えば、保険料が１０万円の場合は、そのうち１万２千円が資産割として計算されていることとなります。

平成２５年度の県内の保険料の賦課方式の状況ですが、医療分では県内３８市中２７市（７１．１％）が資産割を設けておりますが、資産割がない自治体が年々少しずつ増えていることも事実でございます。近隣の東三河４市では、豊橋市が本年度から資産割をなくしましたが、その他の蒲郡市、田原市、新城市は本年度も資産割を設けています。

資産割を設けることにつきましては、景気にあまり左右されないという安定的な財源であるという利点もありますが、固定資産税との二重賦課ではないかとの声もございます。介護保険料や後期高齢者医療制度においては、資産割の設定がございません。

本市の今後の方針ですが、保険料の算定のうえでは、資産割を廃止すれば所得割への賦課が増えることになり、また、５５対４５になっている応能割、応益割の割合の見直しによっては均等割、平等割も増えることになりますので、そうした影響や低所得者に対する国からの補助の検討も現在行われていますので、それらの状況等も考慮しながら、本市におきましても資産割をなくす方向で今後検討を加えてまいりたいと考えており、時期としては平成２７年度以降にはその検討結果を反映させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**Ｑ⑥　集会所等（金屋橋集会所）の借地料について**

金屋橋町内会の運営経費において、市に支払っている金屋橋集会所の借地料はとても高額です。どのような経緯で、借地料を支払うようになったのか詳しいことは知りませんが、町内活動の拠点となる場所の借地料ですので、もう少し安くしていただけないでしょうか。

**Ａ⑥　総務部長（管財契約課）**

地区市民館は、小学校区に１館ずつ整備されており、土地も建物も市が所有しています。それ以外に、各地に集会所があります。その場合、基本的には土地、建物ともに町内等で用意していただくこととなっています。

金屋橋集会所については、当該物件は昭和３５年土地区画整理事業の終了に伴い普通財産となったものであり、昭和４０年度から金屋橋町内会の集会所及び関連する進入路として貸付中の物件であります。

豊川市では、普通財産をお貸しする際には、豊川市普通財産貸付料算定基準取扱要綱に基づき、契約及びその貸付料の算定等を行っております。市民の皆さんの財

産ですので、特別な場合を除いては、タダにするということはできません。
　金屋橋町内会とは賃貸借契約を締結しており、集会所用地、進入路、及び防災倉庫等用地として合計して２６２．７１㎡の面積をお貸ししております。それに対して、貸付料の算定にあたっては建物の建築面積や進入路として利用する面積１８６．３６２５㎡を対象にし、豊川市使用料条例に基づいた計算をしております。さらに、町内会の集会場ということで、公益性を鑑み２分の１減免をしております。きまりの中では、最も減額した価格でお貸ししています。
　有料でお貸ししている集会施設は市内に６箇所あり、金屋橋集会所はそのうちの１つです。これらの町内の中には、資金をためて、土地を購入しようとしている町内もありますので、なかなか無償にするというわけにはいきません。特に、金屋橋の場合、２分の１減免を行うとともに、借地面積もかなり小さくしており、できる限り安くなるような配慮をしておりますので、ご理解くださいますようお願いします。また、町内会で集会所用地を購入する場合に補助金が出る制度が市民部にありますので、その際には、ぜひご活用ください。

**Ｑその他①　新市民病院の運営について**

　新市民病院が５月に開院し、利用しています。施設は新しくなり、広くなりましたが、運営面はあまり変わっていないような気がします。例えば、診察時間が予約時間から１時間以上遅れても何もコメントがありません。また、当日病院に行けないから予約変更をお願いしているのに、予約変更は当日でなければ受け付けないと言われます。他の病院では、このようなことはありません。開院してから半年が経つので、利用者の意見を受け止めて、もっと改善していただけないでしょうか。市民病院はサービス業であるという意識を持って、より良い病院運営に努めていただきたいと思います。

**Ａその他①　市　長**

　貴重なご意見をありがとうございます。新しくなって慣れない面もありますので、いろいろご指摘はあろうかと思います。貴重なご意見を受けて、改善していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

**Ｑその他②　コミュニティバスの運行について**

　市内をコミュニティバスが走っていますが、いつ見ても乗客がかなり少ない気がします。もちろん、あのバスを必要としていて、利用してみえる方がいることも十分承知しています。しかし、費用対効果が上がるように、もうひと工夫して、多くの方に利用していただけないものかと思います。

**Ａその他②　市民部長（人権交通防犯課）**

　コミュニティバスについては、運行を開始して２年余りが経ちますが、なかなか目標値に達していないというのが現状です。このバスは、合併による市域の交流を

図るために、周辺地域から中心部への交通手段を確保しようと運行しているものです。これからの高齢社会を支えるためにも、市民病院等への交通手段の確保は必要であると考えます。バスの本数を増やすと経費がかかりますので、１台のバスをうまく活用して、多くの方に乗っていただけるよう啓発に努めたいと思います。町内の皆さんも、市民病院に行かれる場合は、電車や自家用車ではなくバスを利用していただけると幸いです。

**Ｑその他③　職員の資質向上について**

一般市民が市役所に行った際に直接対応していただくのは、皆さんのような管理職ではなく、カウンターにみえる職員です。会社であろうと、国であろうと、市役所であろうと、組織というものは人が動かしています。そこで、職員の資質を上げるように、教育をしっかりやっていただきたいと思います。具体的な事例を挙げればきりがないですが、市民が少しでも意見を述べると、まるでモンスタークレーマーであるかのような対応を受けることがありました。

**Ａその他③　企画部長（人事課）**

職員の接遇向上は、到達点のない永遠の課題です。現在、職員は、市民病院も含めて約１８００人います。また、４町との３回の合併によりさまざまな企業文化を経験した職員がいますので、接遇のレベルはバラバラです。本市では、３年ほど前から、豊川市内で接遇ナンバーワンの事業所をめざして、研修や朝礼での意識啓発等に一生懸命取り組んでいます。２年に１回、市民意識調査を実施していますが、市職員の対応への評価は徐々に向上しつつあります。しかし、残念ながら一人の悪い職員がいると市の評価が落ちますので、それは如何ともしがたいところです。引き続きさらなる職員の資質向上をめざし、名実ともに豊川市内で接遇ナンバーワンの事業所であると評価されるようがんばっていきます。

**市長あいさつ**

本日は、貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。

先ほどの町内会加入の件については、最初から任意加入であるということは決して言わないように、まずは加入していただきたいということをしっかり説明するよう、担当部署には指導しておきます。

家庭教育については、私も常々、親がなかなかきちんと子どもを教育できない時代になってきたなと感じています。これは、社会全体の問題であり、ゆとり教育の弊害なのかもしれません。

豊川工業高校の駅伝については、毎年全国大会で活躍するレベルにまで強くなり、それに伴って学校自体のレベルも大変高くなりました。豊川工業高校の就職率は１００％で、今や大企業から多くの勧誘があるそうです。体罰問題は大変残念なことですが、豊川工業高校が大変がんばっているということはご承知いただきたいと思います。

これからも、地域の宝である子どもたちの輝く将来に向けて、学校、保護者、地域と連携して、しっかり取り組んでいきたいと思いますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

**金屋連区長あいさつ**

長時間にわたり、ありがとうございました。皆さんからの貴重な意見を、ぜひとも市政に反映していただきたいと思います。連区としましても、市と協力してよりよいまちづくりを進めていきたいと思います。

本日は、ありがとうございました。